

安衛法G L P 査察専門家に関する規程

平成6年3月31日

一部改正 平成9年5月15日

一部改正 平成21年6月18日

厚生労働省労働基準局

平成元年3月17日付け基発第123号別添「試験施設等に関する安衛法G L P 適合確認要領」の別紙「安衛法G L P 査察実施要領」の1に規定する安衛法G L P 査察専門家に関する規程を次のように定める。なお、使用する用語は、「試験施設等に関する安衛法G L P 適合確認要領」において使用する用語の例による。

1 委嘱

(1) 安衛法G L P 査察専門家（以下「査察専門家」という。）は、次の各要件を具備した者のうちから、厚生労働省労働基準局長が委嘱する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認める者であって、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 査察に係る対象試験（以下「査察対象試験」という。）の業務又は査察対象試験に関連した研究の業務に5年以上（学校教育法による大学（短期大学を除く。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者及びこれと同等以上の知識を有すると認める者以外の者にあつては、7年以上）従事した経験を有する者

(イ) 過去5年以内に学識経験者として査察又は評価（労働安全衛生法令以外の法令に係るこれらに相当するもの及び外国におけるこれらに相当するものを含む。）に参加した経験を有する者

(ウ) 過去3年以内にO E C Dが行うG L Pに関する研修を受講した者であつて、
(ア) 又は (イ) と同等以上の能力を有すると認められるもの

イ 査察の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない者であること。

(2) 査察専門家の任期は3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 実施事項

査察専門家は、厚生労働省労働基準局長の求めに応じ、次の事項を実施する。

(1) 査察に参加し、適合調査を行うこと。

(2) 当該査察専門家が参加していない査察の結果について意見を述べること。

(3) 安衛法G L Pに係る制度に関して意見を述べること。

3 謝金等

(1) 査察専門家が2の(1)から(3)までに掲げる事項を行った場合には、謝金及び旅費を支給するものとする。

(2) (1) による謝金及び旅費の支給は、謝金については労働基準局における支出基準に基づき、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及び厚生労働省所管旅費取扱規程（平成 13 年厚生労働省訓第 27 号）に基づきそれぞれ行うものとする。

4 委嘱に係る手続

査察専門家の委嘱又は解嘱等については、次に定めるところによるものとする、

(1) 委嘱の場合

ア 査察専門家を委嘱しようとするときは、次の書類を調えるものとする

- ① 本人の就任内諾書（様式 1） 1 通
- ② 他に職業を有する者にあつては、必要に応じて、所属長の就任承認書（様式 2） 1 通
- ③ 履歴書（様式 3） 1 通
- ④ 委嘱辞令（写）（様式 4） 1 通

イ 厚生労働省労働基準局長は、委嘱をしたときは、安衛法 G L P 査察専門家証票（様式 5）（以下「専門家証票」という。）を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えないこと。

(3) 解嘱の場合

査察専門家を解嘱しようとするときは、解嘱辞令（写）（様式 6）を 1 通調えること。

なお、査察専門家が死亡した場合には、速やかに遺族等から死亡届（様式 7）を徴すること。

(4) 専門家証票の返納

厚生労働省労働基準局長は、安衛法 G L P 査察専門家証票の有効期限が満了したとき、査察専門家を解嘱したとき又は査察専門家が死亡したときは、安衛法 G L P 査察専門家証票を遅滞なく返納させること。

5 守秘義務

査察専門家は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。